

SERIES TAINS解体新書

所得区分を巡る判決・裁決 - 「一時所得」該当性-



·----**· 依田 孝子**[大森]

Tax Accountant Information Network System

はじめに

そろそろ確定申告の時期となります。今回は、所得税の所得区分、具体的には、「一時所得」に該当するか否かが争われた判決・裁決をご紹介します。

I. 農協からの借入金に係 る債務免除益

平30.4.19東京地裁判決 (一部取消し)(確定) Z888-2215

<事案の概要>

この事案は、農業及び不動産賃貸業を営んでいた原告が、E農協に対する借入金債務(本件借入金)について債務免除を受け、その債務免除益(本件債務免除益)を一時所得として、平成21年分の所得税の修正申告をしたところ、伊勢崎税務署長から、本件債務免除益は、借入金の目的に応じて事業所得、不動産所得及び一時所得に該当するとして更正処分等を受けたため、争われたものです。なお、被告は、本件訴訟では、本件債務免除益の所得区分を変更し、事業所得、不動産所得及び維所得に該当すると主張しました。

<裁判所の判断>

裁判所では、次のとおり判断し、原 告の請求を一部認容しました。

- ① 所得区分の判断は、当該所得に係る利益の内容及び性質、当該利益が生み出される具体的態様を考慮して実質的に判断されるべきものと解され、借入金の債務免除益の所得区分の判断においては、当該借入れの目的や当該債務免除に至った経緯等を総合的に考慮して判断するのが相当である。
- ② 農地の購入に充てられた旧借入金 (借換え等前の本件借入金)等は、農 地の宅地転用までの期間、売却等、そ して、原告は、E農協の不良債権の処 理のためにE農協の依頼に応じて、E 農協から金銭を借り入れて農地を購入

クレジット カード することもあったことから、原告の不 動産貸付業務及び事業の遂行に関わり なく借り入れられたものであることが 否定できない。

- ③ したがって、本件借入金のうち農地の購入に充てられた旧借入金等の返済部分に係る債務免除益が不動産所得及び事業所得に当たると認めることはできない。
- ④ 本件借入金のうち賃貸用の共同住宅の建築費用に充てられた旧借入金の返済部分に係る債務免除益は、不動産貸付業務の遂行による収入として、不動産所得に当たると認められる。
- ⑤ 本件借入金のうち農業用機械の購入資金に充てられた旧借入金の返済部分に係る債務免除益は、事業(農業)の遂行による収入として、事業所得に当たると認められる。
- ⑥ 本件債務免除益のうち不動産所得あるいは事業所得に該当しない部分は、一時所得の非継続性要件及び非対価性要件を満たさないものとはいえないから、一時所得に当たる。

Ⅱ. 当たり馬券の払戻金に 係る所得

令元. 10. 30判決(一部取消し) Z888-2277

<事案の概要>

この事案は、競馬の勝馬投票券の的中による払戻金に係る所得(本件競馬所得)を得ていた原告が、平成24年分から平成26年分までの所得税等について、本件競馬所得を一時所得として確定申告をした後、雑所得に該当するとして更正の請求をしたところ、高松税務署長から、更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けたことから、その取消しを求めるものです。

<裁判所の判断>

裁判所では、次のとおり判断し、通 知処分の一部を取り消しました。

① 本件競馬所得が「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」(所法

MJSイメージキャラクター 髙橋 ひかる

34①)に該当する場合には、本件競馬所得は、一時所得ではなく雑所得になる。そして、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」であるか否かは、文理に照らし、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である(最高裁平成27年3月15日判決参照)。

- ② 原告は、平成21年末頃以降、回収率を高めるために競馬予想ソフトに独自の計算式等を設定して自動的に通常馬券を購入するようになり、少なくとも平成22年から平成26年までの5年間にわたり、相当程度の頻度で、1日当たり数十万円から数百万円、年間数千万円の通常馬券を購入し続けていた。このような原告の馬券購入の期間、回数、頻度その他の態様に照らせば、原告の一連の行為は継続的行為といえる。
- ③ 原告は、平成22年以降の5年間の うち4年間で、年間を通して利益(約 516万円から約1376万円)を上げてお り、平成24年に約790万円の損失が生 じているものの同年の回収率は中央競 馬の平成24事業年度の払戻率(約75 %)を相当程度超える86.4%を維持し ているのであるから、上記のような馬 券の購入行為の態様、利益発生の規 模、期間その他の状況等によれば、原 告は回収率が総体として100%を超え ることが期待し得る独自のノウハウに 基づき馬券を選別して購入を続けてい たということができ、そのような原告 の一連の行為は、客観的にみて営利を 目的とするものであったといえる。
- ④ 以上によれば、平成24年から平成26年までの本件競馬所得のうち通常馬券の的中による払戻金に係るものは、

「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」として、雑所得に該当すると認められる。

⑤ WIN 5 (五重勝単勝式勝馬投票法) に係る馬券の的中による払戻金に係る ものは、「営利を目的とする継続的行 為から生じた所得」とはいえず、一時 所得に該当するものと認められる。

Ⅲ. 相続に関する紛争解決金

平27.7.17非公開裁決 (全部取消し) F 0 - 1 - 575

<事案の概要>

この事案は、審査請求人(請求人)が、亡母の相続に関し請求人の実弟に対して提起した遺留分減殺請求訴訟及び果実返還請求訴訟において成立した訴訟上の和解(本件和解)に基づき、実弟から金員(本件金員)を受領したところ、原処分庁が、本件金員は相続財産である賃貸マンションの賃料収入の一部であるから不動産所得(平成20年分、平成22年分から平成24年分)に該当するとして、所得税の更正処分等をしたことから、争われたものです。

<審判所の判断>

審判所の判断は、次のとおりです。
① 本件和解により、実弟が本件金員を期限に遅滞なく支払ったときは、請求人は持分を主張せず、実弟は請求人に対する貸金債権を主張しない旨合意され、実際に本件金員が支払われたことに照らせば、遺留分減殺請求によって、遺言及び相続によるマンションの承継の効力は左右されることはなく、請求人はマンションの持分を有したことはなく、民法1036条(受贈者による果実の返還)所定の果実としてマンションの賃料債権を取得することもなかったものと見るのが相当である。

② 本件金員は、支払を受けた平成25年分の一時所得と認められる。

おわりに

TAINSで、上記の判決・裁決を検索する場合の「検索ワード」は、「所得区分」「一時所得」などです。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ TEL 03(5496)1195

